

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部(局)・課 産業労働部 流通・通商課

法令名	卸売市場法			法令の番号	昭和46年法律第35号				
許認可等の種類	地方卸売市場廃止の許可			根拠条項	第60条				
審査基準	<p>1 申請が、次の各号の一に該当するときは、許可することができる。</p> <p>一 地方卸売市場の廃止について、佐賀県卸売市場整備計画との整合性が保たれ、廃止後の流通状況に著しい不都合をもたらさないこと。</p> <p>二 市場運営が著しく困難となり、かつ廃止による債権債務の清算計画が適当であると認められること。</p> <p>2 その他、許可することが適当と認められるときは、許可することができる。</p>								
受付機関	流通・通商課	処理機関	流通・通商課	交付機関	流通・通商課	標準処理期間	13日	目次 NO.	3
						標準経由期間	日		